

品川区私立専修学校設置認可取扱要綱

制定 平成15年10月7日区長決定 要綱第86号

改正 平成28年 3月 日部長決定 要綱第74号

改正 令和 6年 3月5日部長決定 要綱第62号

(趣旨)

第1条 私立専修学校（以下「専修学校」という。）の設置認可については、法令等の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(設置者)

第2条 専修学校の設置者（以下「設置者」という。）は、学校運営の安定性および持続性を確保するため、原則として、学校法人とする。

(高等課程の授業科目)

第3条 専修学校の高等課程においては、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、おおむね10分の1程度の一般的教養のための授業科目を開設するものとする。

(校長の資格)

第4条 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第129条第2項に規定する教育、学術又は文化に関する業務に従事した者とは、次に掲げる職または業務に通算して5年以上従事した者をいう。

(1) 法第1条、第124条または第134条第1項に規定する学校の長の職

(2) 前号に掲げる学校の教員の職

(3) 法第1条に規定する学校の事務職員の職

(4) 行政機関の教育、学術または文化に関する業務

(5) 議会の教育、学術または文化関係委員の職

(6) 民間の教育、学術または文化に関する団体の役員または職員の職

(7) 更生保護事業等の業務

(8) 前各号のほか区長が適当と認めた業務

(教員の数)

第5条 基幹教員は、学級数以上の数を確保するものとする。

2 専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号。以下「基準」という。）第39条別表第1備考第三項のイに規定する夜間学科等を併せ置く2部制の専修学校の場合は、基準別表第1に規定する数に0.2を乗じた数（1未満の数は切り上げる。）以上の教員を増員するものとする。

(職員等)

第6条 専修学校には、相当数の事務職員および学校医を置くものとする。ただし、学校医は、非常勤とすることができる。

(校地等)

第7条 基準第45条に規定する校地等（以下「校地」という。）は、設置者が所有権を有し、かつ、負担付きでないものとする。ただし、次のいずれかに該当し、教育上支障がないと区長が認める場合は、この限りでない。

(1) 借用部分が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構または東京都住宅供給公社の財産で、所有権を取得することが困難であるとき。

(2) 借用部分が公益法人の財産で、当該法人の目的に照らし、設置者への寄付または譲渡が困難であるとき。

(3) 前2号に定めるほか、借用部分の面積が校地面積の2分の1以下で、所有権を取得することが困難であるとき。

2 前項第1号の規定に該当する校地は、長期にわたり、安定して使用できる条件を具備していなければならない。

3 第1項第2号および第3号の規定に該当する校地は、20年以上の地上権または賃借権を設定し、登記をすることを要する。ただし、登記をすることができない特別の事由があると区長が認める場合において、公正証書を作成したときは、この限りでない。

(校舎等)

第8条 基準第46条に規定する校舎等（以下「校舎」という。）は、設置者が所有権を有し、かつ、負担付きでないものとする。ただし、次のいずれかに該当し、教育上支障がないと区長が認める場合は、この限りでない。

(1) 借用部分が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構または東京都住宅供給公社の財産で、所有権を取得することが困難であるとき。

(2) 前号に定めるほか、設置者が所有権を有する部分の面積が基準第47条および第48条に規定する校舎の面積（以下「基準面積」という。）を満たし、かつ、借用部分の面積が、設置者が所有権を有する部分の面積を超えない場合で、当該借用部分の所有権を取得することが困難であるとき。

2 前項第2号の規定に該当する校舎は、長期にわたり、安定して使用できる条件を具備していなければならない。

3 第1項第2号の規定に該当する校舎は、20年以上の賃借権を設定し、登記をすることを要する。ただし、登記をすることができない特別の事由があると区長が認める場合において、公正証書を作成したときは、この限りでない。

4 基準面積のうち、少なくとも5分の3以上は、直接生徒の使用する教室または実習室等に充てるようにしなければならない。

- 5 校舎には、普通教室、教員室、事務室、図書室、保健室および便所を設けるものとする。ただし、保健室については、管理上支障がないと区長が認める場合は、他の管理室等と兼ねることができる。
- 6 普通教室の数は、学級数と同数を確保するものとする。
- 7 講義を主とする教室の1室当たりの面積は、同時に授業を行う生徒40人につき60平方メートルを標準とする。ただし、同時に授業を行う生徒が40人でない場合には、生徒1人あたり1.5平方メートルとして換算することができる。
- 8 便所には、別表に定める数の便器を備えなければならない。
- 9 分教室は、本校の授業の一部として実施する実験または実習に必要であると認められるもので、かつ、当該授業に係る本校の施設設備を補完するものでなければならない。

(設備)

第9条 基準第49条に規定する設備は、原則として、設置者が所有権を有するものでなければならない。

- 2 専修学校には、その規模に応じ、必要な消火設備、防火設備および避難設備を設けなければならない。

(運用資金および経費の維持)

第10条 設置者は、専修学校の設置認可の申請時において、開校年度の年間経常的経費の4分の1に相当する額の運用資金を保有していなければならない。

- 2 設置者は、営利的でなく、かつ、次の各号に適合するよう専修学校の経営を行わなければならない。

(1) 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準じて会計処理されていること。

(2) 専修学校教育以外の事業を行う場合には、経理・経営が明確に区分されていること。

(3) 生徒納付金の総額は、年間経常的経費のおおむね1.5倍相当額の範囲内であること。

(負債)

第11条 設置者の負債は、日本私立学校振興・共済事業団、公益財団法人東京都私学財団または確実な金融機関が行う貸付けまたは融資に限るものとする。

- 2 前項の負債は、当該専修学校の校地取得費または校舎建築費の2分の1以内で、かつ、次に該当するものでなければならない。

(1) 適正な返還計画があり、かつ、実行可能であること。

(2) 負債額が設置者の総資産の30パーセント以内であること。

(3) 各年の返還額が年間帰属収入の10パーセント以内であること。

- 3 第1項の負債に関しては、第7条および第8条の規定にかかわらず、設置者が所有権を有する校地または校舎に抵当権を設定することができる。

(開校の時期)

第12条 専修学校の開校の時期は、4月または10月とする。

(設置認可手続)

第13条 専修学校の設置認可申請は、認可申請書に別に定める書類を添えて、4月開校の場合にあっては当該学校開校年度の前々年度の3月31日までに、10月開校の場合にあっては当該学校開校年度の前年度の9月30日までに行わなければならない。ただし、当該申請に係る専修学校の校舎の建設工事は遅くとも開校の3カ月前までにしゅん工させるものとし、当該工事の着手前に十分な期間を設けて申請しなければならない。

- 2 区長は、前項に規定する設置認可申請書を受け付けた場合は、申請内容を審査し、当該申請内容が適当と認めるときは、東京都知事に対し東京都私立学校審議会への諮問依頼をするものとし、当該申請の内容が適当でないと認めるときは、当該申請をした者に対し速やかにその旨を通知するものとする。

- 3 設置認可の申請をした者の校舎等の建設は、当該学校の設置計画についての審議会の審議を経て、区長が設置計画の承認を通知した後に行うものとする。

- 4 専修学校の設置認可は、設置計画との整合性を確認した後に行うものとする。

(学校の名称)

第14条 専修学校は、法第1条に掲げる学校の名称、もしくはそれに類似する名称または研究機関もしくは私塾等に類似する名称を使用してはならない。

- 2 専修学校の名称は、法第124条の規定による認可を受けた既存の専修学校の名称と同一または紛らわしいものであってはならない。

(標示)

第15条 専修学校は、区長より設置認可を受けたことを標示することができる。

- 2 前項の標示は、「品川区長認可」とする。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、区長室長が別に定める。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成28年3月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

専 修 学 校 便 器 設 置 基 準 数

区分	4 0 人以下		4 1 人～1 0 0 人		1 0 1 人以上	
	小便器	大便器	小便器	大便器	小便器	大便器
男子	2	2	3	2	4	2
女子	－	3	－	4	－	5